

「緊急援助資金に関する内規」

第1条 (目的)

335-A地区内において、災害救助法を適用された災害およびこれに準ずる緊急援助の必要を認めた災害が発生した場合に、その被災クラブの維持・再建の緊急援助を目的として「緊急援助資金」を設ける。

第2条 (委員会名称)

前条の資金管理を行うため、緊急援助資金委員会を設ける。(以下委員会という)

第3条 (委員会の構成)

委員長1名、副委員長2名、委員若干名とする。

1項 委員長は地区ガバナーが当たる。

2項 副委員長は第1・第2副地区ガバナーが当たり、委員にはキャビネット幹事、キャビネット会計
全リジョン・チェアパーソンが当たる。

地区ガバナーが必要と認めた場合には委員を追加任命することができる。

3項 委員長不在時は副委員長(第1・第2副地区ガバナー順次)がその職務を代行する。

第4条 (資金の調達)

1項 1999年6月30日現在の緊急援助資金を資金に繰り入れる。

2項 資金は地区内の家族会員を除く全会員よりの拠出金で賄う。

3項 資金積立目標額は5,000万円とする

4項 拠出等により資金積立目標金額を下回った場合には、拠出した年度の地区年次大会において、
次年度の会員1人当たりの年間拠出額を議案として提出し、決議を経ることとする。
会員1人当たりの年間拠出額に上限下限は定めないものとする。

5項 地区において剰余金が生じた場合、地区運営に支障がない限り、資金に繰り入れることができる。
但し、その場合キャビネット会議での承認を必要とする。

6項 資金から生ずる利息は繰り入れる。

第5条 (運用)

1項 援助の発案は地区ガバナーが行う。

2項 援助に当たっては、委員会の2分の1以上の賛成を要する。

但し、必要に応じて電話・ファックス・インターネット等オンラインにより決定し、事後文書を作成し、
それを確認することができるようにする。

3項 援助の額及び援助の方法は、その都度できるだけ速やかに決定する。

4項 委員長は、速やかに支援内容を各クラブに通知する。

第6条 (監査)

委員会はこの資金の用途につき、事後キャビネット会議に報告し、地区会計監査の
監査受けなければならない。

第7条 (リジョン・チェアパーソン空席)

地区ガバナーがリジョン・チェアパーソンを任命せず空席の年度では、次の通りリジョン・チェアパーソン
をゾーン・チェアパーソンと読み替え運用する。

第3条2項

第8条 (資金の移動)

アラート資金が不足の場合は、本資金を第5条2項の決定により一時的に流用することを認める。
但し、アラート資金より流用額を返済するものとする。返済時期については協議による。

第9条 (施行及び改廃)

この規定の改廃はキャビネット会議の決議による。

(附則)

2000年7月 1日	施行
2006年7月24日	一部改正施行
2011年5月30日	一部改正施行
2013年7月23日	一部改正施行
2016年2月17日	一部改正施行
2018年2月16日	一部改正施行
2019年2月13日	一部改正施行